

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月29日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第2号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 公益財団法人墨田区文化振興財団

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。